



市民憲章 わたくし八尾市民は 1. 若い力をそだてましよう。1. あたがたい心でまじりましよう。1. みどりのまちをつくりましよう。1. 文化財をたいせつにましよう。1. 働くよろこびにましよう。

## 市の動き

### ●固定資産税 都市計画税の 算定方法が変わります

地方税法の一部を改正する法律が成立し土地の固定資産税・都市計画税は昭和45年度分から税額の算定方法が少し変わることになりました。

45年度分の納税通知書をすでに、お送りしていますが、この中で土地に対する課税額は法改正後の新しい算定方法で計算されていますので、こんどの改正の内容と算定方法のあらましをお知らせします。

#### ☆宅地（農地以外の土地）などに対する固定資産税、都市計画税

(1)固定資産税の負担調整率が一段階ふえました……

固定資産税や都市計画税は、もともと固定資産の評価額（適正な時価）によって課税するのが、たてまえですが、土地については、昭和39年度に新評価基準にもとづいて全面的な評価替えが行われた結果、新評価額によって課税をすると税負担が一挙に激増するので昭和39年度と40年度は、一率に昭和38年度の2割増しとし、昭和41年度以降は、38年度と39年度の評価額の上昇割合に応じて定められた率（負担調整率）によって毎年、少しずつ負担をふやしながら、次第に新評価額に見合った適正な負担額に近づけていこうとするいわゆる負担調整措置がとられてきました。

45年度は、固定資産の評価替えの年度にあたり、土地については39年度以来、6年ぶりに全国的に評価替えが行われたのですが、新評価額によって課税するのは上記のとおり税負担の面で無理がありますので、原則として現行の負担調整措置をつづけることとし、ただ新評価額の上昇割合が著しく高い土地については、相対的に税負担が低いこととなりますので、新たにもう一段階高い負担調整率をとり入れ、負担の均衡をはかることになりました。

#### 法改正後の宅地等固定資産税負担調整率

上昇率（新評価額） （昭和38年度の評価額）	負担調整率
3倍未満	1.1
3倍以上 8倍未満	1.2
8倍以上 25倍未満	1.3
25倍以上	1.4

（表の太字の部分が改正点です）

#### 〈45年度の固定資産税額計算例〉

昭和38年度の評価額10万円で、昭和45年度の評価額 250万円の場合

昭和44年度の課税標準額 342,732円（ただし39年度評価額80万円以上の場合）

昭和45年度の課税標準額 342,732円×1.4  
=479,824円……479,000円

昭和45年度固定資産税額 479,000円× $\frac{1.4}{100}$   
=6,706円……6,700円

#### (2)都市計画税に新たに負担調整措置が行なわれます

前回の昭和39年度の評価替えのときに固定資産税と同じ考えから負担調整措置がとられていましたが、この措置は、43年度をもって終了し44年度分の土地の都市計画税は、本来の評価額によって課税されています（農地については、固定資産税と同じように38年度分の税負担に止められています）

こんどの評価替えによって、また税負担が急増しないよう45年度分と46年度分の2年間にわたって次の表の区分によって負担調整が行なわれることになりました。

#### 法改正後の宅地等都市計画税負担調整率

価格（新評価額） 上昇率（昭和44年度の評価額）	負担調整率
2倍未満	1.3
2倍以上 4倍未満	1.6
4倍以上	1.9

#### 〈45年度分の都市計画税額計算例〉

昭和44年度の評価額 100万円で、昭和45年度の評価額 250万円の場合

昭和45年度の課税標準額 1,000,000円×  
1.6=1,600,000円

昭和45年度の都市計画税額 1,600,000円×  
 $\frac{2}{1,000}$ =3,200円

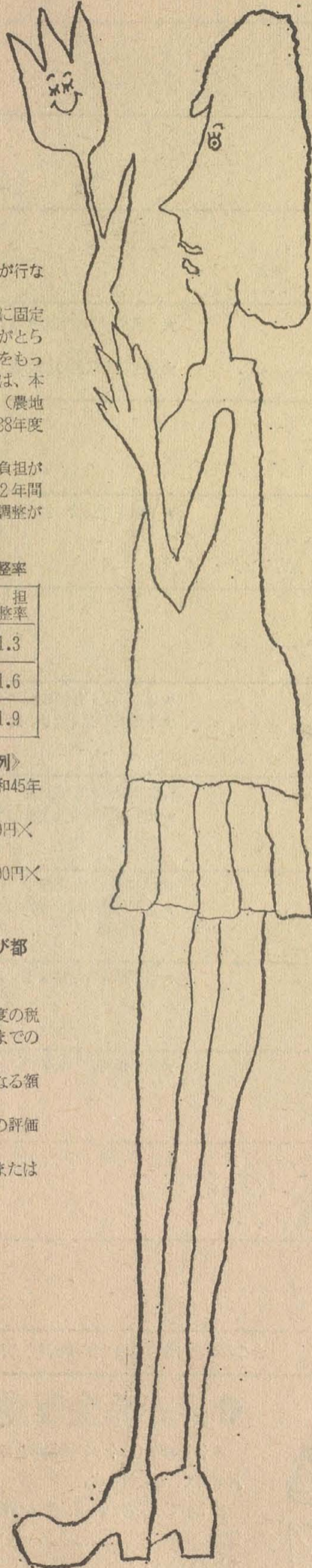
#### ☆農地に対する固定資産税および都市計画税

こんどの改正でも、原則として38年度の税負担にすえ置かれていますので、これまでの税額算定方法と変わりはありません。

すなわち、税額は次の課税の基礎になる額に税率を掛けて求めます。

①新評価額が旧評価額（昭和38年度の評価額）より高い場合……旧評価額

②新評価額が旧評価額より低い場合またはこれと同額の場合……新評価額



### 《差別のない八尾を築くため》 同和教育月間 はじまる

市では、5月3日の憲法記念日にちなんで5月を「八尾市同和教育月間」と定めています。

ことしは、その5回目で次のような行事を行いますので、多くの方々のご参加をお願いします。

民主憲法が定められて早くも20余年を経た今日、なお、社会には、身分差別、職業による差別など、さまざまな差別が根強く残っています。

とくに、すべての差別を集中的にうけている部落と部落差別が私たちの社会にあることは許されないことです。

部落問題の解決は、わたしたち市民の課題であり、民主社会の一員としての責務です。

この同和教育月間の機会に、一人一人の人権が本当に尊重される社会をつくるために私たちは、何をすべきかを、ともに考えていこうではありませんか。

#### 〈講演と映画の会〉

とき	ところ	講師
5月6日	志紀小学校	国広悦正（八尾中学教諭）
11日	山本小学校	森田信一（大同教務局長）
14日	竜華小学校	長沢健治（中河内同研事務局長）
18日	南高安小学校	内藤義道（市教委）

21日 市民ホール 太田善照（府教委）

☆講演題目「部落問題を全市民のもとに」

☆映画「真昼の暗黒」

〈人権作文・ポスター・標語の募集〉

・テーマ 部落差別をはじめ、あらゆる差別問題をとらえた人権尊重を強く訴えるもの

・作文 字数2,000字程度

・ポスター 画用紙全版4切

・標語 点数その他自由

・締め切り 5月末日まで、清水町1丁目

教育センター内社会教育課社会同和教育係まで

・発表 6月号市政だより

★同和対策審議会から〈答申〉ができました

同和問題解決の具体的な長期計画を審議していた同和対策審議会（田中三郎会長）では先月27日、大橋市長に最終答申を手渡ししました

このあらましについては次号でお知らせします。

# やお市政だより

昭和45年5月5日

2

第407号

## 市の行事

5/11 (月)	★家児 ★心配	
12 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所	
13 (水)	★家児 ★結婚	
14 (木)	★家児 ★青少 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室( ) 17.30~21.00	
15 (金)	近畿交通安全デー ★家児 ★身障 ★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市民相談室	★3歳児(3歳6カ月の女児)の健康診査 13.00~15.00 八尾保健所 ★公害防止条例の説明会 13.00~ 商工会議所
16 (土)		★下水道相談日 9.30~16.30 市民ホール
17 (日)	★結婚 ★春季市民体育大会 民踊の部(一般) 18.00~ 教育センター	
18 (月)	★国際善意デー ★家児 ★心配 ★行政	
19 (火)	★家児 ★交通 ★青少 ★ボクとママの体操教室 13.30~16.00 教育センター ★出張献血 10.00~15.00 市立病院	★日本脳炎の予防接種 13.30~15.00 安中隣保館、桂隣保館 ★不用犬の引き取り 9.00~15.00 八尾保健所
20 (水)	★家児 ★人権	★日本脳炎の予防接種 13.30~15.00 南高安小、中高安小 ★春季市民体育大会参加申し込みしめきり日 ソフトボールの部(一般)
21 (木)	★家児 ★法律 ★青少 ★婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.30~16.00 教育センター ★一般スポーツ教室( ) 17.30~21.00	★日本脳炎の予防接種 13.30~15.00 南山本小、高美小 ★春季市民体育大会参加申し込みしめきり日 体操の部(中学生、一般) 柔道の部、剣道の部(小・中・一般)
22 (金)	★家児 ★身障	★日本脳炎の予防接種 13.30~15.00 安中小、久宝寺中
23 (土)		★日本脳炎の予防接種 13.30~15.00 緑ヶ丘集会所、北高安小
24 (日)	★春季市民体育大会 体操の部(中学生、一般) 10.00~ 教育センター ソフトボールの部(一般) 9.00~ 山本球場 柔道の部(小・中・一般) 9.00~ 八尾高 剣道の部( ) 9.00~ 教育センター	★さつき展(31日まで) 市民ホール
25 (月)	★家児 ★心配	

★この市政だよりは自治振興委員さんに配っていただいております



### 《公害防止条例の説明会》

公害をなくすため設けられている「府公害防止条例」が4月1日から変わりました。この条例の改正点を、工場、事業場のみなさんによく理解していただくため、説明会を開きます。ぜひご参加ください。  
とき 5月15日(金)午後1時  
ところ 商工会議所講堂(本町2丁目)

### 《舞民踊講座を20日から》

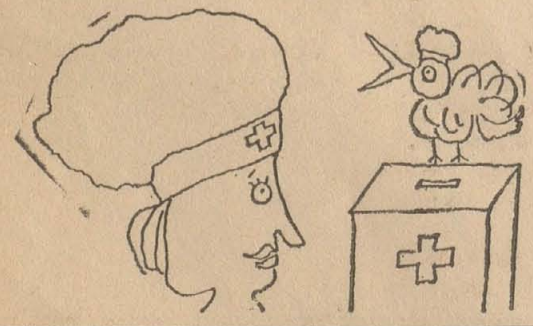
労働会館では、舞民踊講座をことしも次のとおり開きます。  
とき 5月20日から9月24日までの、毎週水曜日、午後6時から8時30分まで  
ところ 労働会館(山本町1丁目76番地 近鉄山本駅下車すぐ)  
申し込み用紙 5月1日から労働会館でお渡ししています  
申し込み日 5月10日から  
その他 定員は100名です。受付は申し込み順とします。上ごうりを必ず持ってきて下さい。

### 《分館の文化講座に空席》

労働会館分館(植松)で5月から開かれる第5期文化講座のうち茶道とデザイン講座がまだ定員に達していませんので、希望者は、分館まで申し込んでください。  
☆講座期間 5月~来年3月  
☆受講資格 八尾市民または市内在勤者で15歳以上の方  
☆講座 茶道(表千家)Aクラス(一般市民)火曜日、午前9時~12時、Cクラス(勤労者)水曜日 午後6時~9時  
デザイン(陶芸教室)水曜日 午後6時~8時  
申し込みは毎日(月曜日を除く)午前9時~午後7時、労働会館分館(近鉄バス 植松または太子堂下車すぐ)で受け付けていますので印鑑を持って申し込んでください。  
定員になりしだい締めきります。

- 【身障】=身体障害者相談 【心配】=心配ごと相談
- 【結婚】=結婚相談 いずれも13時~16時 福祉会館で
- 【交通】=交通相談 【法律】=法律相談
- 【行政】=行政相談 いずれも13時~16時 市民相談室で
- 【家児】=家庭児童相談 10時~16時 福祉会館で
- 【青少】=青少年愛護相談 9時~17時 教育センターで
- 【人権】=人権擁護相談 14時~16時 人権擁護委員会室で

## ●日赤募金運動にご協力ください



赤十字運動(赤十字社員募集と日本募金運動)が今月末まで行なわれます。赤十字では災害の救護、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減など社会のためのいろいろな奉仕的な活動をしています。この仕事を活発にするためには、ぜひとも市民のみなさんのご協力が必要です。

この赤十字運動を通じて、赤十字の内容を知ってもらい、家ぐるみ、町ぐるみ赤十字社員になり、奉仕活動を大いにひろめていただきたいと思います。【人でも多くの方に赤十字に協力していただくため、募金を行なっています。市民のみなさんのお力添えをお願いします】



# やお市政だより

第407号

3

昭和45年5月5日

## お知らせ

### ●予防接種のこと

#### ■日本脳炎の予防接種、忘れず受けましょう

まもなく恐ろしい日本脳炎の流行期がやってきますが、市ではことしも日脳の前接種をおこないます。

発生してからあわてて接種をうけても効果がありませんので早めに接種をうけて日本脳炎からのがれるようにしましょう。

▽対象となる人＝生後6ヶ月以上の方(ただし、熱のある人、内臓の悪い人、かっけや病気で衰弱している人はうけないでください。)

▽料金 1人1回 160円

なお、ことしはじめてうける人は、1週間おいて2回接種をうけないと免疫効果がありません。

昨年2回うけた人はことしは1回だけで免

疫を得られます。

5月19日	26日	安中隣保館	桂隣保館
20日	27日	南高安小	中高安小
21日	28日	南山本小	曙川小
22日	29日	安中小	久宝寺中
23日	30日	緑ヶ丘集会所	北高安小
6月8日	15日	大正中	竹淵小
9日	16日	志紀小	
10日	17日	万願寺青年会場	中野青年会場
11日	18日	用和小	
12日	19日	山本小	北山本幼
22日	29日	竜華小	
23日	30日	八尾小	

時間は、いずれも午後1時30分～3時まで

### ●公害のこと

#### ■苗代の時期です。工場排水にはじゅうぶん注意しましょう

工場、事業場の皆さん。工場排水の処理は万全でしょうか。

ことしも農家の苗代の時期が近づきました。

この時期から夏にかけては、稲を栽培するため、用水を利用することが一番多い時期

で、工場排水などによる農作物の被害が集中的に発生します。

これからつゆにはいりますので集中豪雨などで油類や未処理の排水が雨水と一しょに流れださないよう再点検して、公害の未然防止につとめましょう。

### ●火災のこと

#### ■プロパンガスにはくれぐれも注意しましょう

最近、各地でプロパンガスによる事故が相次いでおきています。小さな不始末が事故に

つながります。おでかけ前、おやすみ前には、かならずボ

ンベの元栓をしめるよう、習慣づけましょ

う。また、プロパンガスの扱いかたをよく知

っておくことが、事故防止の「きめて」にな

ります。

☆プロパンガスの性質

①空気の約2倍の重さがあるので、もれた時は下へ下へと沈んで、たまっていきます。

②わずかな空気との混合で、引火、爆発しやすいガスですから、もれると大きな事故をまねきます。

☆ふだんの点検

①ボンベは戸外の風とおしのよい場所へ置きま

しょう。

②ボンベは、落ちたり、ころんだりしないよう

にサクなどで固定しましょう。

③戸外の配管やゴム管がいたんでいないか、

定期的にしらべるようにしましょう。

ガスがもれている場合は、ゴム管に石けん水をぬるとすぐ泡立ちますので、すぐ元栓をしめ業者に連絡してください。

④ゴム管は短く使い、できれば家の中だけにしてください。

⑤長いと、いたんでいる部分の発見がむづかしくなります。

⑥ゴム管止めは、かならずつけてください。

⑦元栓などは、こわれるおそれがありますのでペンチ類であけしめないように注意しま

しょう。

☆ガスもれに気づいたとき

①火の使用をやめてください。

②電灯、電気器具をいじらないでください。

③ボンベの元栓をしめてください。

④出入口や窓を開放して、たまったガスを「うちわ」か「ほうき」などで追いついてください(扇風機や、換気扇を使わないこと)

⑤プロパンガスを購入しておられる業者に連絡して下さい。

### ●税金のこと

#### ■納税移動窓口車が各地区へお伺いします

固定資産税第1期分の納税期限は、今月25日です。

今月も、つぎの日程で移動窓口車が各地区に駐車し、納税事務を取り扱いますので、隣近所、お誘いあわせのうえご利用ください

とき	とどる	
午前	午後	
18日(月)	更エタゴコ店前	八尾センター前
	ママストア前	浜川神社前
19日(火)	新町温泉前	南陽温泉横
	緑ヶ丘公園	DMストア前
20日(水)	佐堂梓葉神社前	八尾デパート前

	ツルミ橋前	小林住宅広告塔下
21日(木)	高安ストア前	高安ストア前
	高安市場前	高安市場前
22日(金)	山本中央市場前	山本中央市場前
	日の出市場前	日の出市場前
23日(土)	久宝園住宅3丁	目揭示板前
	友井ミツキ神社	

時間は午前中は10時から12時まで、午後は2時から4時まで。  
なお、21日(木)22日(金)は午前10時から午後4時まで取りあつかっています。

### ●自動車のこと

#### ■軽自動車などの廃車、車籍の移転には申告が必要です

みなさんが現在、所有しておられる軽自動車などを使用不能のため放置したり、無申告で他人または、スクラップとして廃車回収業者へ売却する場合、または、他市へ転出する場合は、必ず市税務課か府陸運事務所に所定の申告をしてください。

★125ccまでの原動機付自転車の場合  
当市にプレートを通納し軽自動車税を完納し申告してください。廃車するときは、必ず軽自動車の販売証明書ください。  
または申告済証を印鑑といっしょに持参して車籍の移転をするときは、廃車の申告と同

時に廃車証明の交付を受け、移転先の市町村へ申告してください。

★軽自動車の場合  
当市で軽自動車の納税証明書の交付をうけプレートと軽自動車届出済証をもって府陸運事務所に廃車申告してください。  
なお、この場合も印鑑を持参してください。プレートが紛失されたときは印鑑証明が必要です。  
廃車などについての問い合わせは、企画財政部税務課諸税係(TEL91-3881 内線221)まで。

### ●福祉のこと

#### ■児童福祉月間のテーマは《交通戦争から子どもたちを守ろう》です

5月は児童福祉月間です。社会福祉協議会では、ことしの児童福祉月間を「交通戦争から子どもたちを守ろう」というテーマで運動を展開しています。

痛ましい交通事故から、子どもたちを守るためには、ひとりひとりが交通安全の知識をよく認識し、それぞれの家庭で、子どもたちに交通安全のルールについて、くり返し、正しく指導することが大切です。

子どもの交通事故では、4～6歳の子が圧倒的に多く、時間別では、午後2時～6時ま

でのいわゆる、お母さん方が忙しい「魔の時間」に一番多く発生しています。

★自分の子ども、他人の子どもの区別なく危険な場所で遊んでいたなら「あぶないよ」と一声呼びかけ安全な場所へ行くよう指導しましょう。

★ハンドルを握っている人に……  
「規則を守っていると仕事ができない。」  
「見つかりさえしなければ、少々の違反ぐらい。」  
こんな考えはなくしましょう

### ●人の募集

#### ■水道委託集金員

水道局では、委託集金員を募集しています【(家庭の主婦歓迎します)】

☆仕事の内容＝市内の各家庭の水道料金などを集めてまわる仕事で、だれにでもできます。

☆収入＝集金1件につき18円程度(集金件数は1,000件以上で、ご希望に応じて決定します)

☆資格＝自転車に乗れる市内または八尾市周辺に住んでいる人(年齢、性別、経験は問いません)

☆申しこみ期間＝5月20日(火)までの午前8時45分から午後5時まで。

#### ■保母、保健婦、看護婦

人事課では保母、保健婦、看護婦を募集しています。

希望者は、受験申しこみ書(人事課にあります)、最近撮影の黒白型写真、卒業証明書成績証明書(保母のみ)資格証明書をそれぞれ1通を5月11日(月)までに人事課に提出してください。

☆応募できる人＝保母については短期大学を昭和36年3月、または高等学校を昭和34年3月以降に卒業した人で、保母資格を持っている人。保健婦については保健婦の免許を、看護婦については、准看護婦以上の免許をもつ

ている人。

なお、いずれも昭和15年4月2日以降に生まれた人にかぎります。

☆給与＝保母は高校卒31,000円以上、短大卒35,000円以上、保健婦は41,000円以上、看護婦は33,000円以上

☆試験＝5月15日(金)午前9時、八尾市役所

なお、その他くわしいことは、総務部人事課(TEL 91-3881)までお問い合わせ下さい

#### ■下水道労務員

下水道工事にたずさわる労務員を募集しています。

☆資格 中学校卒業程度の学歴で昭和45年5月1日現在で満18歳以上35歳未満の男子

☆試験 5月15日(金)午前9時 市役所口述試験、クレペリン精神検査、身体検査を行ないます。

☆給与 月額35,000円以上 その他通勤手当(4,500円以内)特殊勤務手当を支給します

受験希望の方は、横書履歴書に必要事項を記入して5月14日(木)までに人事係まで申しこんでください。



## 市の話題

### ●昔ながらの常光寺“大般若会”が行なわれました



八尾には古い伝統行事が、まだあちこちに残っていますが、その一つ本町5丁目、常光寺（片岡英一住職）の大般若会が先月24日午後4時から行なわれました。

この大般若会は、いまから約60年前から行なわれており、当時は近郷近在から信者が集まり、境内は人でうずまると伝えられます。般若会は大般若教の経典を読む行事をいいますが、その行事に加えて地蔵による厄払いをして家内安全、町内繁盛を祈るものです。

常光寺では、毎年4月24日に開き、数年前までは、露天市ができるほどのにぎわいだったそうですが、いまでも露天市こそなくなっただけで、昔ながらの伝統行事に集まった信者で境内はうずまっています。

この日は、般若教のお勤めにはじまり、赤鬼、青鬼、閻魔大王、これを追いつく地蔵菩薩、それにあやかうと信者のこども約50人が稚子姿になって、「お練り」を行ない、昔ながらの風習を境内の人々は熱心に見入っていました。

この行事は、河内音頭で名高い盆踊りと共に常光寺の二大行事の一つです。

（写真 境内を練り歩く稚子さんや赤鬼青鬼たち）



## しあわせを築く道

私の住んでいる西郡というところ

中学校3年 松本英子

私の住んでいるところは、西郡といって昔、部落でした。今も、そうかもしれません。

だいふ前、隣保館というところで私達と、今はもう卒業して大人になっていられる人達との話し合いが、ありました。その時、その中の一人の人が、昔の西郡のことについて話してくださいました。

それは、昔、村から出たという人があまりいないということです。なぜかという、外に一步でも出たら「エッタ、エッタ」といわれて、石を投げられたりしていじめられたからだそうです。また、西郡の人達のお墓は、大きいものが、たくさんあります。それは、死んだときぐらいいは、大きいものを作ってあげよう、という気持ちからだそうです。また、こんな話も聞きました。このおばあさんやおじいさんには、目が悪い人が、大ぜい、いるということです。それは、電気をつけている家が、少なかったで、すべて手さぐりで、ものを探したということと、井戸水で、顔を洗っていたためだそうです。この他にも、いっぱいありますが、この三つのことが、特に私の心に残っていることです。

私は、それを聞いて非常に腹が立ちました。まず、第一の「いじめられた」ということについて、とても腹が



## 同和教育の手引 ⑩

立ちました。いじめた人たちが、とても憎くうてしかたがありません。次に、疑問が、たくさん起こりました。なぜいじめたのか、なぜいじめられなければならなかったのか。また、西郡の人たちには、不良の人が多く、と聞きましたが、不良、不良というまえに、だれが、そうさせたのか考えるべきだと思います。でも、今は、もうそんなことをいうような人や、したりする人が、ほとんどいないので、いいと思います。

でも、まだやっぱり、ある一部の人達の心の奥底には「部落」ということについて、あまりよく思っていない人が、いるのではないかと思います。しかし、どんなことをいっていても、本当の「部落に生まれ育った人」には、本当の苦しみや悲しみは、わからないと思います。これを書いている私も、じつは、小学校の三年生の時に越してきたから、何も理解していないような気がします。

世界のどこにでも、差別はある。私の心の中にも、差別とまでいなくても、人を軽べつするようところが、あるかもしれません。やはり、なくしていくためには、人間の努力しかないと思います。憲法13条に、「国民は個人として尊重される」と決められていますが、ほんとうに尊重されているかどうか、私は、すごく疑問に感じます。（わたしのねがい「人権作文集」より）